

アメリカの信託統治の構想（一）

李 相 瞳

1 序論——問題の提起と從来の研究動向——

(1) 問題の提起と「南・北分断」の前史

韓国〔朝鮮〕は、世界で最も歴史の古い民族国家の一つであり、韓国〔朝鮮〕民族は、約一五〇〇年に渡って高度に洗練された文化と他に例を見ない均質的な政治社会を築いて来ている¹⁾。その韓国〔朝鮮〕民族は、二〇世紀初頭、日本帝国主義の植民地支配体制を経験し、一九四五年八月一五日を以て「民族解放」を迎えると同時に、北緯三八度線の以南・以北両地域をソヴェトとアメリカとの両国占領軍によって各々分割占領された。又同北緯三八度線を境界としてアメリカ側を中心とする自由主義世界とソヴェト側を中心とする共産主義世界との間に起こる対立・緊張関係から強力に影響を受ける形で「南・北分断」体制が形成されて以来、韓国〔朝鮮〕半島を巡る政治は、世界の注目を集めて今日に至っている。

さて、韓国〔朝鮮〕における統一国家の樹立と言う韓国現代（政治）史の基本課題を解明する際、先ず韓国〔朝鮮〕は何故南・北に分断されたのかと言う点が疑問となって来る。韓国〔朝鮮〕の国内における政治諸勢力の間に理念的且つ思想的な対立が初めて明確に現れるのは、韓国〔朝鮮〕半島における「信託統治の実施」問題を巡る政治論争においてである。そして同論争は、「南・北分断」の内的構造と直接関わっているものと言える。更に連合

諸国の韓国〔朝鮮〕の統一独立の方策の決定は、一二月のモスクワ三国外相会議——以下、三相会議と略記する——で行なわれている。連合諸国の合意であるモスクワ協定・信託統治の構想〔後述〕においては、韓国〔朝鮮〕の民族自決よりも専ら連合諸国間の——安全保障をも含む——利益のみを優先する意図の共有を示していることが伺われる。

尚モスクワ協定の中の、韓国〔朝鮮〕における五年間の国際的な信託統治を実施すると言う条項については、最初韓国〔朝鮮〕の汎らゆる政党・社会諸団体がその党派を超えて、その謂わゆる「国際的な信託統治」の条項に対する反対の意思を示していた。だが一九四六年一月頃に入ると、左派諸勢力は当時迄の同条項に対する否定的な態度を全く変え、信託統治への反対から信託統治への支持〔賛成〕へと一転し、モスクワ協定を巡る左右両派諸勢力の熾烈な対立が始まったのである。更に「民族解放」後の韓国〔朝鮮〕の統一と「南・北分断」を巡る歴史の中で、国際的な信託統治を巡るアメリカとソヴェトの両国の対立、そして韓国〔朝鮮〕国内の左右両派勢力の対立は、その後の韓国〔朝鮮〕現代（政治）史の方向性を「南・北分断」の固着化へと導いて行った²⁾重要な契機となっている。

従って、「民族解放」後の韓国〔朝鮮〕民衆にとっての国際的な「信託統治」の意味と、アメリカ軍政支配体制下で、韓国〔朝鮮〕民衆が国際的な信託統治の実施に対する反対運動の基本課題にどのように対処したのかと言う点に対する彼等の主義・主張、組織、運動を分析する必要性が出て来る。更に第二次大戦後アメリカの戦後構想〔政策〕に関する韓国〔朝鮮〕国内における政治諸勢力の対応を検討するのは、そのアメリカの戦後構想の全般的な検討、評価、その破綻へと至る迄のプロセスと韓国〔朝鮮〕の北緯三八度線の以南——以下、以南と略記する——及び北緯三八度線の以北——以下、以北と略記する——を分析するためにも必要不可欠となる。

本稿では、第二次大戦後の韓国〔朝鮮〕における信託統治構想〔政策〕全般を検討する際、アメリカ側の対外関係文書と大韓民国側の資料を中心に、考察を試みる。その際に、アメリカの韓国〔朝鮮〕の信託統治〔の実施〕構

想及び破綻の問題については、先ずその構想が形成される背景を調べた後、モスクワ協定の締結、信託統治の展開プロセス、特に韓国〔朝鮮〕における信託統治を巡るアメリカ・ソヴェト冷戦構造の進行プロセス及びその深化のプロセス等々を検討する。本稿は、韓国〔朝鮮〕を巡る国内外の政治的な情勢及びアメリカ軍政当局と韓国〔朝鮮〕国内——特に以南——の政治諸勢力の対応・対抗関係を、謂わゆる「モスクワ協定」を巡る対立の結果としての「外部勢力」の介入と、韓国〔朝鮮〕民族の内部分裂の相互作用として認識し分析する、と言う視角から考察しようとするものである。

（2）従来の研究動向とその検討

最近数年の間に公刊されている第二次大戦後アメリカの韓国〔朝鮮〕における戦後構想〔政策〕に関する本格的な研究としては、B. カミングス（B.Cumings）の論文及び著作³⁾、李景珉の著書⁴⁾、小野田求の論文⁵⁾、大沼久夫の論文⁶⁾、呉忠根の論文⁷⁾、鄭容碩の著書⁸⁾、李完範の論文⁹⁾、崔相龍の論文¹⁰⁾等々を取り挙げることが出来る。上記の研究は、何れも資料的にはアメリカの対外関係文書を多く用いている。更に今迄の研究は、その国際的な分野を中心に行なわれている分析が殆どである。本稿では、アメリカの韓国〔朝鮮〕における戦後構想——特に信託統治——に関する上記のような諸研究の中の幾つかの見解を、①研究方法②目的③経済的な側面等に分けて整理・紹介し、それに若干の検討を加えたいが、本節ではその前提として代表的研究に対して簡単な論評を加えて置くこととする。

第二次大戦後アメリカの戦後構想〔政策〕に関する研究方法について、小野田求氏は、「アメリカが第二次大戦後韓国〔朝鮮〕の独立政策を統一支配から南北分断支配へと変えた国際的要因について、従来、アメリカの極東政策特に中国政策との関連で論じられて來たことは、重要なことであるが、その内容には同意できない」と述べている。尚アメリカの対韓国〔朝鮮〕における政策変更の国際的な要因を、極東政策との関連で論じようとする場合、先ず、アメリカの韓国〔朝鮮〕独立政策を分析し、更にアメリカの韓国〔朝

鮮】独立政策が極東政策とどのように関連付られるのかと言う点を論ずるべきである。そのような論法を探らず、又何等の論証も行なわずに、アメリカの韓国〔朝鮮〕分断政策の国際的要因は、中国の国民・共産両勢力間の内戦の推移に伴ってアメリカが中国政策を変更した、と決め付ける見解は、独断的と言わざるを得ない¹¹⁾、と同氏は指摘している。

小野田求氏の見解には基本的に同意できるものの、その国際的な原因は、既に第二次世界大戦中から極東において「共産主義及び民族解放闘争」に対決するための戦略的な政策である、アメリカの韓国〔朝鮮〕独立政策が、第二次大戦後韓国〔朝鮮〕民族の「民族解放闘争」によって完全に破綻し、以南ですら支配することが不可能となることが、アメリカに戦略的に不利な影響を与えようとしたことがある、と言う氏の見解は、国内的な原因から成る分析の欠落、と言う点で言えば極めて一面的な分析であると言い得る。又「アメリカに戦略的に不利な影響」と言う場合、その内実に対する具体的な内容も明らかではないと考える。従って、韓国〔朝鮮〕の国内外的要因との絡み合いの側面から成る信託統治の形成背景、進行過程、破綻と言った展開プロセスとその要因を明確にする必要性を持っている。

更にアメリカの戦時中からの韓国〔朝鮮〕独立政策の性格に関する分析とその本質との関連で見れば、「アメリカはソヴェトを信託統治に参加させ、ソヴェトとの交渉によって韓国〔朝鮮〕における人民民主主義政権の成立及びそれの社会主义政権への発展を破綻させようとした」¹²⁾ と言う指摘は、多くの問題を含んでいる。アメリカ側の資料に限って言えば、戦時中から韓国〔朝鮮〕に関する情勢分析を十分に行なっているとは言い得ず、その点で言えば、氏の見解は単なる推測の域を出るものではないと考える。全体的に氏の論文は、アメリカの諸文書の分析によって正確な構想の把握に努めるのではなく、持論を立証するための諸文書の部分的な利用、と言う印象を拭えないと考える。従って、アメリカがソヴェトによる、韓国〔朝鮮〕の社会主义化を予測した上で明確な意図を持って信託統治を実施しようとしたと見るのは、尚無理がある¹³⁾ とする指摘は全く妥当である。

B. カミングス氏は、アメリカの韓国〔朝鮮〕における第二次大戦後の戦後構想〔戦後政策〕——国際的な信託統治制度の実施の構想等——の一般的性格について、アメリカ側は常に基本的にアメリカ自國自らの利益の確保と言う立場から韓国〔朝鮮〕に対処して来ている、と述べている。更に韓国〔朝鮮〕におけるアメリカの信託統治の実施問題について彼は、「アメリカの国益を確保するための様々な手段の中の一つである」¹⁴⁾ と述べている。すなわち、信託統治とはアメリカの諸目的を追求するための一つの方法に過ぎないと言うのである。そして韓国〔朝鮮〕においてアメリカが信託統治の実施政策を放棄した要因を、「既にその目的〔＝アメリカ自國の利益の追求〕の役に立たず、そしてアメリカの政策立案者達は、彼等の利益が『反託運動』を主導している植民地権力者〔具体的に言えば、韓国民主党等々〕の利益と一致することを知った時、それを放棄した」¹⁵⁾ と指摘している。

尚彼は、第二次大戦後の韓国〔朝鮮〕における国際的な信託統治の実施を国際政治的な側面のみではなく、国際経済的な側面からも捉えて、「第二次大戦後のアメリカ資本主義の市場再編の構図である」¹⁶⁾ と述べている。上述のような彼の主張は、アメリカ国務省の領土委員会の委員である H. ボートン (H.Borton) の、「世界経済において重要であるかも知れない韓国〔朝鮮〕の諸資源を或る一国が独占することを防ぐものである」¹⁷⁾ とする、メモ等によって裏付けられている。すなわち、第二次大戦後アメリカが対韓国〔朝鮮〕政策・戦後構想〔政策〕を実行するためのアメリカの基本的構図は、韓国〔朝鮮〕半島における或る一国——具体的に言えば、ソヴェト側を指している——独占を防止し、アメリカ自國の利益を確保してソヴェトに対する、言わば「アメリカの優位の実現」にあることが伺われる。

加えて、韓国〔朝鮮〕における信託統治を実施する問題を巡るアメリカ政府と現地〔ソウル〕のアメリカ軍政当局との対立について彼は、韓国〔朝鮮〕の「民族解放」から一九四六年に掛けて、アメリカの韓国〔朝鮮〕政策には二つの対立的な見解が存在する、と分析している。すなわちアメリカの対韓国〔朝鮮〕政策を巡る見解の一つは、モスクワ協定の実施を求める国際主義

者・国際派 (Internationalist) —— F. ローズヴェルト (F.D.Roosevelt) 大統領, J. ヴィンセント (J.C.Vincent) アメリカ国務省極東局長, H. ボートンアメリカ国務省領土委員会の委員——である, と述べている。それと対立する今一つの見解は, 事実上のソヴェト「封じ込め」を求める民族主義者・国内派 (Nationalist) —— J. ホッジ (J.R.Hodge) 中将, H. ベニングホーフ (H.M.Benninghoff) 及び W. ラングドン (W.R.Langdon) 政治顧問——である, と説明している。そして両者は, 同年に入った後にその二つの流れの間で正面衝突が始まった¹⁸⁾ と B. カミングス氏は指摘している。

第二次大戦後アメリカ戦後政策を分析する中で, 彼は冷戦の起源に関しても触れている。すなわち彼は, ソヴェトが膨張して來たので, それを止めるためにアメリカが「封じ込め政策」を探ったとする通説に対して抑も西側に原因がある, として異議を唱えている。尚韓国〔朝鮮〕戦争の起源についても, 一九五〇年でなく, 一九四五年のアメリカ・ソヴェト占領政策から始まっている。韓国〔朝鮮〕の以南におけるアメリカの占領政策は, 国内の親日派を厳しく処分せず, 最初の政権の警察や軍部内部には植民地時代の幹部を登用していたので, 真の独立が達成できずに今日に至っている。以北では, 親日派を完全に処罰して民族の純粋な政権が出来ている点と比べれば, 以南でのアメリカの政策は, 間違っている¹⁹⁾ とする論を提起している。彼の分析に対する筆者の具体的な論評については更に後述する。

(注)

- 1) G.Henderson, "The Politics of Korea", J. A. Sullivan & R. Foss, (ed.), *Two Koreas - One Future?* (Maryland : University Press of America, 1987) , p.95.
- 2) 大沼久夫, 「朝鮮信託統治構想—アメリカの外交文書に基づいて—」法政大学編, 『大学院紀要』創刊号 (法政大学大学院 一九七八年) 一六五頁。
- 3) See, B. Cumings, "American Policy and Korean Liberation", F. Baldwin (eds.), *Without Parallel, The American-Korean Relationship since 1945* (New York : Panthon Books, 1974), pp.39-108. ; See, B. Cumings, *The Origins of the Korean War, Vol.I* :

Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947 (Princeton : Princeton University Press, 1981) .

- 4) 李 景珉,『朝鮮現代史の岐路——八・一五から何処へ——』平凡社選書 164 (平凡社 一九九六年)。
- 5) 小野田求,「朝鮮の解放とアメリカ——第二次世界大戦直後におけるアメリカの朝鮮独立政策と極東政策——」朝鮮史研究会編,『朝鮮史研究会論文集』NO.16 (龍溪書舎 一九七九年) 一四一～一五四頁参照。
- 6) 大沼久夫, 前掲論文 一六五～一七九頁参照。
- 7) 吳 忠根,「韓国分断の国際的起源——原則の放棄と現状の承認——」国際政治学会編,『朝鮮半島の国際政治』国際政治学年報 92 (有斐閣 一九八九年) 九六～一一五頁参照。
- 8) 鄭 容碩,『美國ノ対韓政策』増補版 (図書出版一潮閣 一九九三年)。
- 9) 李 完範,「韓半島信託統治問題」朴 玄採編,『解放前後ノ認識 3』(ソウル: 図書出版ハンギル社 一九八九年) 二一三～三〇五頁参照。
- 10) 崔 相龍,「分割占領ト信託統治——解放韓国ノニツノ外圧——」安 清市編,『韓国政治論』(ソウル: 法文社 一九八八年) 一六五～一七九頁参照。
- 11) 小野田求, 前掲論文 一四二頁。
- 12) 同上論文, 一四五～一四五頁。
- 13) 大沼久夫,「朝鮮信託統治の諸問題」法政大学編『大学院紀要』第 7 号 (法政大学大学院, 一九八一年) 一五〇頁。
- 14) B. Cumings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.116.
- 15) B. Cumings, "American Policy and Korean Liberation", p.84.
- 16) B. Cumings, "Introduction : The Course of Korean-American Relation, 1943-1953", B. Cumings, (ed.), *The Child of Conflict : The Korean-American Relationship, 1945-1953* (Seattle : University of Washington Press, 1985), p.6.
- 17) C. M. Dobbs, *The Unwanted Symbol : American Foreign Policy, the Cold War, and Korea, 1945-50* (Kant, Ohio : The Kant State University Press, 1981), p.58.
- 18) B. Cumings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.214.
- 19) B. Cumings, *Ibid.*, p.x-xxxi.

2 第二次大戦中のアメリカの信託統治構想と三省調整委員会の草案

(1) F. ローズヴェルト大統領と国際的信託統治の構想

第二次大戦後アメリカの韓国〔朝鮮〕の独立問題の解決に関する基本方針の中には、韓国〔朝鮮〕が自治能力を獲得する迄の一定期間を、連合国による信託統治の下に置き、自治能力を養成した後独立させるべきである、との構想が存在している。従って、アメリカ側は、脱植民地政策の一環として旧植民地地域〔韓国〔朝鮮〕〕に対して信託統治を実施することを提唱した。すなわち国際的な信託統治は戦後処理問題におけるアメリカの韓国〔朝鮮〕政策の中心的な構想となっている。同構想は、植民地体制が崩壊する段階で世界分割に代わって自由主義的恩恵的な装いを以って、植民地民衆の「自治能力の培養」を助けるのを標榜すると共に、世界最強国に成長したアメリカの拡張主義、「門戸開放」政策の展開とも関わっている¹⁾。それは、戦後国際政治における多国間調整の場でアメリカの指導的な役割を果たす力への自信の裏付けとなると同時に、ソヴェト側の多国間協定への取り込みによる革命運動へのソヴェト側の影響の無力化をも想定している。

第二次大戦中連合諸国による一連の国際会議の中で、韓国〔朝鮮〕の独立問題に対する合意を宣言した最初の会合〔カイロ会談〕で、アメリカ側はF. ローズヴェルトの信託統治の構想を、「適切なる手順を経て」と言う文言を以って打ち出している。その後、信託統治の実施は、次第にアメリカ・イギリス・中国・ソヴェトの共通的な構想になって行った。又ヤルタ会談では、F. ローズヴェルト大統領とJ. スターリン(J.Stalin)元帥の間に韓国〔朝鮮〕における信託統治の実施と言う基本方針に関する口頭合意が成されている。だがヤルタ会談以後、F. ロールヴェルトの死、ポーランド問題を巡るアメリカ・ソヴェトの対立等による緊迫する政情の中で信託統治の実施と言うアメリカの基本方針は維持されるものの、同構想の意味は徐々に変化して行った。すなわち、H. トルーマン(H.S.Truman)政権はソヴェト側の韓国〔朝鮮〕支配を阻止するための対ソヴェト戦略上の考慮を優先すると共に、同戦略を

維持するための手段としての意味に浮上して來るのである。

以上のような事実を念頭に置き、以下では第二次大戦後のアメリカによる韓国〔朝鮮〕に対する国際的な信託統治の構想と韓国〔朝鮮〕の独立問題の相互関係を通して、アメリカが韓国〔朝鮮〕において信託統治を実施すると言う謂わゆる「信託統治の構想」を提唱するに至った経緯や、韓国〔朝鮮〕国内外の政治的背景を追ってみる。次いで、日本帝国主義の植民地支配体制からの韓国〔朝鮮〕の民族独立問題に対して、一九四五年一二月のモスクワにおけるアメリカ・イギリス・ソヴェト三国の外相会議〔モスクワ三相会議〕の場で行なわれた韓国〔朝鮮〕における信託統治の実施を巡る三者間の議論プロセスを考察すると同時に、そのプロセスの結果明らかになった韓国〔朝鮮〕における信託統治の実施案に対する韓国〔朝鮮〕民衆の反応とそれがその後韓国〔朝鮮〕の政治状況に及ぼした影響等について見てみる。その際、先ず第二次大戦中の韓国〔朝鮮〕における信託統治の構想について李完範氏の議論を参考に整理すれば、概ね以下の如くなっている。

W. ウィルソン（W.Wilson）氏の理想主義的な世界観²⁾を信奉していたアメリカのF. ローズヴェルト大統領は、第二次大戦後における韓国〔朝鮮〕の国際的な性格に鑑み、「信託統治（trusteeship）」と言う新たな制度を適用して実施することを構想していた。だが、同制度が何時、誰によって始められたのか、との点は明確にされずに今日に至っている。或る文書によれば、一九四〇年にアメリカ国務省が自国の勢力圏の確保のために汎アメリカ信託統治案（Pan-American trusteeship scheme）を政策方針として作成した³⁾と記されている。一九四一年には、第二次大戦後韓国〔朝鮮〕に「国際保護」と言う名目の制度が適用される筈であるとする噂が広まるや、韓国〔朝鮮〕人亡命政治指導者等の反対に直面した⁴⁾と言う記録も見られる。當時韓国〔朝鮮〕人は、国際的「信託統治」と言う新たな制度を正確に捉えておらず、独立とは異なる「国際共管」として理解し、それが即時独立を意味せぬものであれば、それには反対する姿勢を明確に示している。

上述の如く、アメリカから成る対韓国〔朝鮮〕占領政策が具体化さ

れる以前から韓国〔朝鮮〕人政治指導者達の反対に直面した信託統治案は、一九四二年四月と七月とにアメリカ国内の雑誌等に報道されることになる。そして八月にはF. ローズヴェルト大統領が、アメリカ国務省の政策方案として提出された信託統治案を取り入れるや、そのままアメリカの「戦後政策」として推進されることとなる⁵⁾。それ以後、F. ローズヴェルトは、旧植民地地域で民族解放される諸民族の場合、その殆どが「自治能力」に欠けているので、「教育を通じた準備期」を与えて自治能力を培養した後独立させるべきである⁶⁾と公の場で力説すると共に、信託統治〔戦後構想〕を主導して行った。そのような構想が、一二月に国際問題研究所（The Institute of World Affairs）を通じて公に知られるや中国重慶の金九とアメリカの李承晩等は、韓国〔朝鮮〕の全面的な独立を要求すると同時に、韓国〔朝鮮〕における国際的な信託統治の実施に対して即時に反発したのである⁷⁾。

だが、アメリカが韓国〔朝鮮〕人の亡命政治指導者の反対を押し切る形で事が進み、F. ローズヴェルト大統領の構想はその後も途切れることなく続けられて行くことになる。同大統領の案を、勢力均衡に基づく現実主義者の観点⁸⁾で見てみれば、第二次大戦参戦以後世界強国として浮上していたアメリカが自国勢力の膨張を図れる太平洋地域でソヴェト与中国を牽制することによって一国の独占を防止し、アメリカの利益を確保するための措置から構想された制度が正に信託統治案である、となる。それに較べて、修正主義者（cold war revisionist）の立場によれば、信託統治案が自由主義的に偽装されたF. ローズヴェルト式帝国主義の一表現形式に過ぎないものである⁹⁾と評価されている。両者の主張に対する筆者の評価は別の所に譲るが、此処で一点のみ指摘して置くと、F. ローズヴェルト大統領が構想する信託統治案には韓国〔朝鮮〕民族の利益よりも、国際情勢とアメリカの利益が最も優先的に反映されているのは明白であると言う点である。

さて、一九四一年一二月に、真珠湾攻撃を受ける迄アメリカは韓国〔朝鮮〕民衆による熾烈な民族解放闘争・独立運動には殆ど関心を示しておらず、又その当時迄アメリカにとっての韓国〔朝鮮〕のイメージは、趙淳昇氏の表

現を借りれば、洋上遙か彼方の「隠者の王国¹⁰⁾」に過ぎぬ国となっている。更に一九〇五年七月に日本と「桂・タフト覚書」を交換し、日本側がフィリピンに対して如何なる干渉もせぬのを条件に、アメリカ側は韓国〔朝鮮〕を日本帝国主義の一部として見なした。従って、アメリカは日本帝国主義による韓国〔朝鮮〕の植民地体制を黙認すると共に、それを実質的に認めていたために、それ以降韓国〔朝鮮〕半島に関しては、基本的に「不干涉主義」の立場を堅持していた。だが既述の如く、日本軍のアメリカ本土攻撃によってアメリカと日本との両国間に太平洋戦争が勃発すると、アメリカは韓国〔朝鮮〕に対する今迄の「不干涉主義」を再検討すると同時に、その韓国〔朝鮮〕問題に対する対応も俄に慌しくなって來るのである。

一九四一年に、F. ローズヴェルト大統領とW. チャーチル（W.Churchill）首相の合意の下で将来の平和のための諸原則を具体化した大西洋憲章は、地理的な位置とは無関係に被侵略国の民族自決権を明示している¹¹⁾。それは、アメリカ自身が主軸諸国の敗戦と戦後民主的な平和建設に対する全ての責任を受け入れるのを意味している。大西洋憲章は、永らく新たな世界秩序を臨んで來ている植民諸国を鼓舞させ、特に被征服諸民族に希望を与えていた。韓国〔朝鮮〕人の亡命政治指導者達は、彼等の政府形態を選択する権利を否認されている植民地民族が今後その権利を得られる、と言う内容に最も期待感を膨らませていた。だが、民族自決権を支持する声明にも拘わらず、F. ローズヴェルト大統領とW. チャーチル首相の両者は、韓国〔朝鮮〕の独立に関して具体的には考えずにいたと推察される。従って、当时代中国重慶における韓国〔朝鮮〕臨時政府の政治指導者達は、中国とアメリカ政府に公式的な承認を得るために更なる努力を続けるのである。

ところで李承晩は、アメリカ側が「武器貸与法（Lend Lease Act）」に基づき、韓国〔朝鮮〕の臨時政府に対して、財政的〔経済的〕に援助をして頂ければ、韓国〔朝鮮〕臨時政府はアメリカ側に立って、汎らゆる手段を以って対日本戦に全面的に協力する旨を伝えた。だが、当時アメリカ国務省は、韓国〔朝鮮〕の民族独立問題に関する十分な知識がなく、その実体に関しても

余り分析して来なかつたため、先ず連合諸国の韓国〔朝鮮〕問題に対する態度を見極めるのが急務である¹²⁾と考えた。従つて、アメリカ側は李承晩の申し出には直ちに返答をせず、最終的な韓国〔朝鮮〕政策を打ち出す迄韓国〔朝鮮〕臨時政府に対して特別優待するには慎重を期すべきとの方針を採つた。S. ホーンベック (S.K.Hornbeck) 外交問題顧問は、李承晩に対して現時点で、「韓国〔朝鮮〕臨時政府の信任状を受け取るのは時期尚早である」とし、信任状を丁重に送り返している¹³⁾。そこには、当時アメリカが韓国〔朝鮮〕問題に対する消極的な対応で一貫する姿勢が伺われる。

だが上記のような進展過程を経るや、アメリカ国務省は、韓国〔朝鮮〕の臨時政府と韓国〔朝鮮〕の独立問題に関する政策に初めて具体的且つ真剣に取り組む必要に迫られることとなる。アメリカ国務省は早速、韓国〔朝鮮〕民衆によって熾烈に展開されている日本の植民地支配体制に対する民族独立運動の把握とその実体の詳細な分析に乗り出した。それと同時に、韓国〔朝鮮〕臨時政府に関する中国及びイギリス政府の対応を見極めた後、それについての検討を行なつた。だが、当時の駐中アメリカ大使C. ガウス (C.E.Gauss) から寄せられた承認問題に関する報告書には、韓国〔朝鮮〕臨時政府の承認問題については否定的な内容となっている。特にC. ガウス大使がアメリカ国務長官に送った当時の報告文によれば、日本が敗北すれば、中国は過去日本が支配していた韓国〔朝鮮〕に対する宗主権を要求する筈であつて、それは憂慮する事態を招く筈である¹⁴⁾と記されている。そこには、今迄の韓国〔朝鮮〕政策の不変更の要請が示唆されている。

アメリカ側が、韓国〔朝鮮〕臨時政府を直ちに承認する、と言う即時的な政治行動に仲々踏み込めずに躊躇つた理由は、韓国〔朝鮮〕人の政治諸勢力間の統一性の欠如と、何よりも韓国〔朝鮮〕臨時政府の「政府」としての不明瞭な実体とそれを如何に評価するのか、と言う判断を下せる程の十分な根拠及び資料等々がアメリカ側に存在せず、韓国〔朝鮮〕に関する研究も、非常に不足していたためである。すなわち「大韓民国臨時政府」とは名のみであつて、一九四〇年代初の時点で、その韓国〔朝鮮〕臨時政府の根拠地のあ

る中国の重慶には精々二〇〇人足らずの韓国〔朝鮮〕人が在留していた¹⁵⁾との情報があった位である。そして韓国〔朝鮮〕臨時政府の内部ではと言えば、幾つかの韓国〔朝鮮〕人政治諸集団は、政治的な主義及び主張によって統一性を保っているのではなく、個人的な親疎関係によって幾つかの派閥に分裂し、その政治的主導権を巡って韓国〔朝鮮〕人の政治指導者の間で絶えず政争を繰り広げているとの印象を与えていたのである。

当時韓国〔朝鮮〕の即時独立を主張する韓国〔朝鮮〕人の政治グループは、アメリカ国内においては李承晩等々を中心とする韓国〔朝鮮〕臨時政府の政治的組織以外にも幾つかの政治議集団が存在していた。従って、アメリカ国務省は金九及び李承晩等々韓国〔朝鮮〕の代表的な亡命政治指導者を中心とする中国重慶における韓国〔朝鮮〕臨時政府に対して直ちにその正統性を与えて承認するのを躊躇った。その結果、アメリカは韓国〔朝鮮〕国内との政治的な結び付きが希薄と見られる海外の韓国〔朝鮮〕人の一政治団体のみを認めて、韓国〔朝鮮〕臨時政府として承認することを拒む姿勢を明確に示している¹⁶⁾。その後、アメリカは次第に韓国〔朝鮮〕民族の、日本の植民地支配下に置かれている苦境についての理解と同情を示し始めるものの、韓国〔朝鮮〕の民族独立問題に対して一定の支持と関心を持っているのみで、アメリカのその同情的な姿勢と、韓国〔朝鮮〕国臨時政府を承認する問題とは全く別の事柄であるとの立場を一貫して堅持するのである。

勿論当時の時点でアメリカ国務省のC. ハル国務長官代理が指摘している如く、当時韓国〔朝鮮〕人の政治諸集団が主導的な役割を担うと同時に、彼等が組織している海外における李承晩及び金九等々を始めとする韓国〔朝鮮〕人の独立運動諸団体は、互いに統一性を確保っておらず、離合集散を繰り広げていたのも、事実である。中国重慶の韓国〔朝鮮〕臨時政府は、韓国〔朝鮮〕の国内民衆との脆弱な関係こそ或る程度保ってはいるものの、日本警察の徹底した監視や厳しい弾圧によって、国内の民衆との公開的な関係を巧く維持できずにいたのも、又事実である。だがその諸事実は、アメリカ側が韓国〔朝鮮〕臨時政府に対する承認を拒否するために取り上げている表面的な

理由に過ぎず、最も重大な理由は別の所に存在していた。後述する如く、それはアメリカ国務省と中国の重慶駐在のアメリカ大使との間に交換された外交諸文書、F. ローズヴェルト大統領とアメリカ国務省との意見交換を行なっているアメリカ外交諸文書の中で明らかに現れている。

その第一の理由は、当時アメリカ国務省が中国重慶に在駐する C. ガウス アメリカ大使に送っている訓令の中で最も明らかに示されている。その当時の時点で韓国〔朝鮮〕臨時政府・民族の独立を承認すれば、「韓国〔朝鮮〕民衆が日本帝国主義に対抗して武装暴動を引き起こし、徹底的に抵抗する可能性大である」。だが、「太平洋戦争上での戦況が未だにアメリカに不利な時期なので、アメリカは韓国〔朝鮮〕民衆によるその武装闘争を支援できなくなる」。従って、戦況がアメリカ側に有利になる迄に待つべきである¹⁷⁾と同訓令には記されている。すなわち、太平洋戦争の戦況こそ好転すれば、恰も「韓国〔朝鮮〕を承認するのが可能である」かの如きの内容が、その訓令には示唆されている。だが、当時のアメリカ国務省が太平洋戦争の戦況と韓国〔朝鮮〕臨時政府の承認問題とを直接に結び付けて考えたのかどうかは甚だ疑問である。詰まる所、両者の間に余り関係の無かったのは、その後の韓国〔朝鮮〕における政治的な展開プロセスが如実に物語っている。

第二の理由は、韓国〔朝鮮〕臨時政府の承認問題をアジアの他の地域との独立問題と連関させて考えた¹⁸⁾と言う点である。一九四二年三月に、日本軍はビルマ〔現ミャンマー〕の首都に入城し、インドに脅威を与えていた。そのために当時インドを統治していたイギリスは、日本のインド占領を抑制するためインド民衆の全面的な協力を必要としていた。丁度その時イギリスは、M. ガンディ（M.Gandi）の指導下で独立運動を展開していたインド民衆を説得し、彼等に対して宥和策を提唱する目的で、S. スクリップス（S.Scripps）卿をインドに派遣して色々な方策を練っていた。従って、イギリスとインドの両国が独立問題を巡って対立している緊迫した国際的な政治状況の中で、アメリカ側が韓国〔朝鮮〕のみの独立を先に認めるのは、インド民衆を刺激する恐れがあると判断した。当時 S. ウェルズ（S.Welles）国

務長官代理は、インドに対する配慮が韓国〔朝鮮〕政府の承認を遅らせることになった¹⁹⁾と後に、F. ローズヴェルト大統領に回顧している。

アメリカ側が韓国〔朝鮮〕臨時政府の承認問題に対して最後迄慎重に対応した今一つの理由は、ソヴェトを刺激するのを極力避けようとする意図があったためである。と言うのも、当時シベリア、沿海州、中国東北地方の一帯にも韓国〔朝鮮〕人集団で組織されている二個の韓国〔朝鮮〕人師団が存在しており、それ等の韓国〔朝鮮〕人師団を活用して将来韓国〔朝鮮〕の共産主義政権の樹立を模索する筈であるとアメリカは捉えたためである。すなわち、アメリカの対応如何によってはソヴェトとて自分好みの亡命韓国〔朝鮮〕人政治組織を「政府」として認める可能性が存在し、そのような可能性をアメリカ側は何よりも危惧した²⁰⁾。従って、アメリカ側が最優先に取り組むべき課題は、機軸国との戦争の早期終結であって、局地的な韓国〔朝鮮〕の独立問題に捕らわれて、ソヴェトを刺激する時期ではなく、ソヴェト側の協力が必要であると考えた。すなわち、アメリカは韓国〔朝鮮〕の独立問題はさ程重要でなく、その解決を急ぐ必要もないと判断した。

当時蒋介石総統は、韓国〔朝鮮〕臨時政府に対する承認問題をアメリカに問い合わせていた²¹⁾。それへの返答として、アメリカ側は韓国〔朝鮮〕臨時政府を承認する前にアメリカ国務省との意見交換を行なった後それを検討することを提案した。次いで五月一日に、アメリカは韓国〔朝鮮〕臨時政府への承認拒否の意思を中国側に通告した。中国政府の、度重なる韓国〔朝鮮〕臨時政府への承認を求める要請にも拘わらず、アメリカ側は一九四二年の春に臨時政府の承認を正式に拒否した²²⁾。アメリカが韓国〔朝鮮〕の承認を拒否した理由は、アメリカ側が表面に打ち出した韓国〔朝鮮〕人の政治諸集団間の統一性の欠如や、韓国〔朝鮮〕の国内民衆との親疎関係にあるのでなく、韓国〔朝鮮〕臨時政府の承認問題が太平洋戦争の遂行上に否定的な影響を及ぼす政治的余波を考慮した所にあったのである。従って、韓国〔朝鮮〕臨時政府に対する承認の保留は、当時迄アメリカが韓国〔朝鮮〕問題を他の地域関係に従属させて考えることへの反映を物語っている。

さて、アメリカ国務省の多くの官僚に積極的な接触を試みていた李承晩は、アメリカ政府からは一向に相手にされないことに失望し、苛立ちと焦燥感を隠し切れずにいた。そこで李承晩は、アメリカ側から成る韓国〔朝鮮〕臨時政府の承認を獲得するために、次なる「外交戦略」として、アジア極東地域におけるソヴェト側の「潜在的な脅威」を強調してアメリカ側に迫る拳に出ることになる。すなわち、アメリカ政府を動かし得る切り札として李承晩は韓国〔朝鮮〕半島〔極東地域〕における「ソヴェト側の陰謀と策動」と言う策略的な言葉を以ってアメリカ側の注意を喚起しようとする。一九一九年二月に W. ウィルソン大統領に対して、国際連盟の主導する韓国〔朝鮮〕の委任統治の実施を建議した²³⁾ 前歴を有する李承晩はどちらと言えばアメリカに好意を持っていた。従って、韓国〔朝鮮〕の独立問題を、アメリカ側に望みを託する一方で、ソヴェトを牽制する目的で、一九四三年二月にアメリカの C. ハル国務長官宛てに後記のような書簡を送っている。

その書簡の中で彼は、「我々は既に一年以上も前から、アメリカ国務省当局にソヴェトは韓国〔朝鮮〕にソヴェト式の人民共和国を打ち立てることを模索すると知らせている。アメリカ側が韓国〔朝鮮〕臨時政府を直ちに承認せずに門前払いをし続ければ、結局の所、韓国〔朝鮮〕に共産主義政権の誕生を招く結果となる筈である」²⁴⁾ と警告している。更に彼は、一〇月に C. ガウス駐中国重慶アメリカ大使宛てに「韓国〔朝鮮〕の将来情勢」と題した書簡を送り、ソヴェト極東軍の中には訓練された韓国〔朝鮮〕人師団が存在しており、その兵力は何れソヴェトの韓国〔朝鮮〕半島への占領に加わり、韓国〔朝鮮〕に親ソヴェト的政府を樹立する任務に當てられる筈である²⁵⁾ と述べている。かくして彼は、アメリカ側が臨時政府を承認し、同政府に経済的援助を与えるよう再三求めている。だが彼の両文書は、その可能性を強調するのみであって、その具体性に欠けている。従って、両文書には臨時政府の承認や経済援助を引き出すための政治的意図が見られる。

さて、当時アメリカ国務省は、韓国〔朝鮮〕半島の国内的な政治状況をどのように見ていたのか。以下では、その認識について見てみよう。一九四二

年二月に、W. ラングドン²⁶⁾によって提出されている韓国〔朝鮮〕の植民地的な状況に関する報告書は、アメリカと日本両国との間で太平洋戦争が勃発した後、アメリカ側が韓国〔朝鮮〕問題の重要性を認識し、アメリカ国務省が主導して同省内外の専門家達を動員して作成した物であると推察される。その報告書は、「韓国〔朝鮮〕独立問題の諸相」と言う題目の一八頁の文書となっている。その中には、韓国〔朝鮮〕の社会構造及び文化生活、韓国〔朝鮮〕人の日本観、そして韓国〔朝鮮〕独立の問題等について、後述の如く概略的ではあるが、概ね要を得た記述が為されている。彼の報告書には、植民〔日本〕警察の横暴さや植民地域における教育機関及び言論機関による植民地体制の維持のための「植民的な策略」等に触れられている点で言えば、当時の韓国〔朝鮮〕の諸様相を比較的に的確に捉えている。

更に彼は、「だが、韓国〔朝鮮〕民族の自主独立への変わらぬ意志は、依然として根強く存在する」²⁷⁾と述べている。そして彼は、韓国〔朝鮮〕民衆は結局、「皇国臣民として大日本帝国の繁栄の中に安住するのではなく、完全な独立を選択する筈である」と指摘している。韓国〔朝鮮〕の独立問題にも触れ、「その行く末には難問が山積している。〔中略〕長年に亘って韓国〔朝鮮〕人は、自治の経験を持っておらず、近代的経済や経営に熟達している人間も不在である。従って、韓国〔朝鮮〕人が自分達の力で政府を樹立し、外国の侵略から国家を防衛出来るには、少なくとも今後一世代の時間が必要である」と推察される。その間は、韓国〔朝鮮〕に対する何等かの保護措置が採られるべきである⁴⁷⁾とも述べている。上述の如く、韓国〔朝鮮〕に関する彼の評価は、韓国〔朝鮮〕人の自治能力の欠如を強調する点や、そのような問題を解決するために何等かの保護措置を主張している点で、F. ローズヴェルト大統領の韓国〔朝鮮〕認識と全くその軌を一つにしている。

注)

1) 李 景珉、前掲書 一九六頁参照。

- 2) 信託統治と類似な形態の国際問題に関する解決方案は、一九一九年第一次世界大戦直後に植民地から独立される地域の処理原則として当時アメリカの W. ウィルソン大統領が提案した委任統治案である。W. ウィルソン大統領は、「汎らゆる民族は、自治能力と権利を有する」とし、民族自決主義と言う理想的な原則を提唱している。だが、民族自決原則は、国際政治の現実に妥協して「植民地諸民族は長期間の自治収拾期間が必要である（A. Link, "Wilson the Diplomatist" in A. Rappaport (ed.), *Essays in American Diplomacy* (New York : Macmillan Company, 1976), pp. 206-209）」とする矛盾した条件を付けて植民地諸地域の即時独立を主張せずに終わっている。その点で言えば、色褪せた理想と現実との妥協と言う脈絡で W. ウィルソン大統領の委任統治案を理解することが出来るのである。李 完範, 前掲論文 二一七頁参照。
- 3) L. G. Hoag, "American Military Government in Korea : War Policy and the First Year of Occupation, 1941-1946", Draft Manuscript (Washington, D.C. : Department of Army, 1970), p.10.
- 4) 韓国各革命団体連合在中自由韓人大会, 『同盟国領袖ニ送ル電文（大韓民国二三年五月一〇日）』柳 光烈編, 『抗日宣言・唱義文集』 二五七頁。李完範, 前掲書 二七四頁から再引用している。
- 5) 李 完範, 前掲書 二一八頁。
- 6) See, F. D. Roosevelt, S. I. Rosenman (ed), *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt, 1942, Vol.I* (New York : Haper and Brothers, 1950), pp.473-476.
- 7) *New York Times*, 23 December 1942 ; "Gauss to Hull", 29 December 1942, Department of State File#895.01/207.
- 8) M. Dobbs, *op, cit.*, p.58.
- 9) H. F. Schurmann, *The Logic of World Power* (New York : Pantheon Books, 1974) , p.188.
- 10) Soon-Sung, Cho, *Korea in World Politics, 1940-1950 : An Evalution of American Responsibility* (Berkeley : University of California Press, 1967), p.6.
- 11) See, U. S. Department of State, *Cooperative War Effort, Department of State Publication 1732, Executive Agreement Series 236* (Washington. D.C. : Government Printing Office (以下, GPO と略記する) , 1942), p.4.
- 12) 李 景珉, 前掲書 一九八頁。
- 13) 李 景珉, 同上書 一九八頁。

- 14) “Gauss to the Secretary of State, Chungking, February 12, 1942”, u.s. Department of State, “Foreign Relations of United States Diplomatic Papers”, (以下, FRUS と略記する), 1942, Vol.I, p.860.
- 15) 李 景珉, 前掲書 一九八頁参照。
- 16) 李 景珉, 同上書 一九八頁参照。
- 17) “The Acting Secretary of State (Summer Wells) to the Ambassador in China, Washington, March 20, 1942”, FRUS, 1942, Vol.I, p.863.; “Gauss to the Secretary of State, Chungking, March 28, 1942”, Ibid., p.867.; “The Acting Secretary of State to President Roosevelt, Washington, April 13, 1942”, Ibid., p.871.
- 18) FRUS, Ibid., pp.867, 871. 第二の理由との関連でイギリスとインドとの対立関係についての詳細は, 鄭 容碩, 前掲書 一一〇頁参照。
- 19) FRUS, Ibid., p.871.
- 20) 李 景珉, 前掲書 一九八～一九九頁参照。
- 21) FRUS, (1942), Vol.I, op. cit., p.872.
- 22) Ibid., pp.873-875.
- 23) 上海日本領事館警察部編, 『朝鮮民族運動年鑑』(ソウル: 東文化書店 一九四六年) 一頁参照。
- 24) United States Policy Regarding Korea, Part II, 1941-1945, Research Project No.158, May 1950, Division of Historical Policy Research, Office of Public Affairs, Department of State, pp.24-26.
- 25) FRUS, (1943), Vol.III, pp.1095-1096.
- 26) W. ラングドンは, 日本の植民地支配時代の韓国〔朝鮮〕に, 外交官として勤めた経験を持ち, 又韓国〔朝鮮〕の中間左派政治指導者の呂運亨等とも交流があった人物で, アメリカ国務省内で韓国〔朝鮮〕通としての高い評価を得ていた。そのような経歴を有する彼の報告書は, 国務省首脳の対韓国〔朝鮮〕認識に大きな影響を与え, それがその後のアメリカの対韓国〔朝鮮〕占領に関する政策の基本的な認識の形成と政策の発案, 実行の基本前提となったと考えられる。彼は, 後に J. ホッジ中将の政治顧問も一時務めている。
- 27) 『アメリカ国務省韓国関係文書 (Internal Affairs of Koreas, 1940-1944) (1)』, (ソウル: 原州文化社 一九九三年) 三七八頁参照。日本語の訳は, 李 景珉, 前掲書 二〇一～二〇二頁を参考にしている。
- 28) 同上書 三七八頁。報告書の表紙には「此の文書は多くの事実を含むものであって, 韓国〔朝鮮〕問題の担当者は特に心に留めて置くこと」と記され,

アメリカ国務省アジア極東局を中心とする多くの関係者の間で広く読まれたと考えられる。同上書 三七八頁参照。李 景珉，同上書 二〇二頁参照。